

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	健康管理(母子保健法)による事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、健康管理(母子保健法)事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

茨城県北茨城市長

公表日

令和7年10月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	健康管理(母子保健法)による事務
②事務の概要	母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、母子健康診査情報の管理、統計報告資料、データ分析を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の事務において取り扱う。 ①母子保健法に基づく母子保健情報の管理、案内通知の出力、統計報告書資料作成 ②申請、届出及び申込は、窓口、郵送及びサービス検索。電子申請機能を経由して受領 ③通知等は、郵送及びマイナポータルのお知らせ機能で通知
③システムの名称	健康管理システム、統合宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)、いばらき電子申請・届出サービス

2. 特定個人情報ファイル名

妊娠届出台帳ファイル、妊婦健診ファイル、新生児訪問ファイル、乳幼児健診ファイル、宛名管理ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 第70項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府・総務省令第5号) 第40条 番号法第9条第1項 別表 第127項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(内閣府・総務省令第5号) 第68条
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報提供) 番号法第19条第8号 (情報照会) 番号法第19条第8号

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	市民福祉部 健康づくり支援課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

—

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	市民福祉部 健康づくり支援課 〒319-1592 茨城県北茨城市磯原町磯原1630番地 電話0293-43-1111
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	市民福祉部 健康づくり支援課 〒319-1592 茨城県北茨城市磯原町磯原1630番地 電話0293-43-1111
-----	---

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年10月31日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年10月31日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業			[]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入力から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに、複数人での確認を行うことにより、人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。		
9. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[○] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢>	1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策			[]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発</p>		
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢>	1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	アクセス権限の所有者は、ID、パスワード等を適切に管理するとともに、離席時のログアウトを徹底している。また、個人情報の漏えいが生じないよう、保管庫を施錠し、管理を行っている。		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月31日	I 関連情報、3個人番号の利用、法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記) 第9条第1項 別表第一 第49項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第40条 第1、2、3、4、5、6、7、8、9、10の各号 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」と表記) 第9条第1項 別表第一 第49項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第40条 	事後	法令上根拠修正
平成29年5月31日	I 関連情報、4情報提供ネットワークシステムによる情報連携、②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7項 別表第二 第56の2第2項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第30条 第7号 <p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7項 別表第二 第70項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第39条 第1、2、3、4の各号 	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7項 别表第二 第56の2第2項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第30条 <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7項 别表第二 第70項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第39条 	事後	法令上根拠修正
平成29年5月31日	II しきい値判断項目、1対象人數、いつ時点の計数か	平成27年9月1日時点	平成29年5月22日時点	事後	時点修正
平成29年5月31日	II しきい値判断項目、2取扱者数、いつ時点の計数か	平成27年9月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	時点修正
平成29年12月28日	I 関連情報、1特定個人情報ファイルを取り扱う事務、②事務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健法に基づく母子保健情報の管理、案内通知の出力、統計報告書資料作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健法に基づく母子保健情報の管理、案内通知の出力、統計報告書資料作成 申請、届出及び申込は、窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能を経由して受領できる。このことについての通知等は、郵送及びマイナポータルのお知らせ機能で行うことができる。 	事前	事務の概要追加
平成29年12月28日	I 関連情報、1特定個人情報ファイルを取り扱う事務、③システムの名称	健康管理システム、共通宛名システム、中間サーバー	健康管理システム、共通宛名システム、中間サーバー、サービス検索・電子申請機能(マイナポータル)、いばらき電子申請・届出サービス	事前	システム名称追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月27日	IIしきい値判断項目、1対象人 数、いつ時点の計数か	平成29年5月22日時点	平成30年4月1日時点	事後	時点修正
平成30年4月27日	IIしきい値判断項目、2取扱者 数、いつ時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	時点修正
平成31年4月26日	IIしきい値判断項目、1対象人 数、いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年1月15日時点	事後	時点修正
平成31年4月26日	IIしきい値判断項目、2取扱者 数、いつ時点の計数か	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	時点修正
令和3年9月1日	I 関連情報、1特定個人情報 ファイルを取り扱う事務、②事 務の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・母子保健法に基づく母子保健情報の管理、案内通知の出力、統計報告書資料作成 申請、届出及び申込は、窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能を経由して受領できる。このことについての通知等は、郵送及びマイナポータルのお知らせ機能で行うことができる。 	<p>母子保健法(昭和40年法律第141号)及びに基づき、母子健康診査情報の管理、統計報告資料、データ分析を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の事務において取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①母子保健法に基づく母子保健情報の管理、案内通知の出力、統計報告書資料作成 ②申請、届出及び申込は、窓口、郵送及びサービス検索・電子申請機能を経由して受領 ③通知等は、郵送及びマイナポータルのお知らせ機能で通知 	事後	事務の概要修正
令和3年9月1日	I 関連情報、4情報提供ネット ワークシステムによる情報連 携、②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7項 別表第二 第56の2 第2項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第30条 <p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7項 別表第二 第70項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第39条 	<p>(情報提供の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表第二 第56の2、69の2 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第30条、38条の3 <p>(情報照会の根拠)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号 別表第二 第69の2、70項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第38条の3、39条 	事後	法令上根拠修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	IIしきい値判断項目、1対象人 数、いつ時点の計数か	平成31年1月15日時点	令和3年1月26日時点	事後	時点修正
令和3年9月1日	IIしきい値判断項目、2取扱者 数、いつ時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	時点修正
令和7年10月31日	I 関連情報、3個人番号の利用、 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号 の利用等に関する法律(以下、番号法と標記) 第9条第1項 別表第一 第49項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める 命令 第40条	番号法第9条第1項 別表 第70項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 (内閣府・総務省令第5号) 第40条 番号法第9条第1項 別表 第127項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 (内閣府・総務省令第5号) 第68条	事後	法令上根拠修正
令和7年10月31日	I 関連情報、4情報提供ネット ワークシステムによる情報連携② 法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 別表第二 第56の2、69の 2 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報 を定める命令 第30条、38条の3 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 别表第二 第69の2、70項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報 を定める命令 第38条の3、39条	(情報提供) 番号法第19条第8号 (情報照会) 番号法第19条第8号	事後	法令上根拠修正
令和7年10月31日	IIしきい値判断項目、1対象人 数、いつ時点の計数か	令和3年1月26日時点	令和7年10月31日	事後	時点修正
令和7年10月31日	IIしきい値判断項目、2取扱者 数、いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和7年10月31日	事後	時点修正
令和7年10月31日	IVリスク対策、8人手を介させる作 業	—	十分である	事後	新様式による追加項目
令和7年10月31日	IVリスク対策、人手を介させる作 業 11最も優先度が高いと考えら れる対策	—	1)目的外の入手が行われるリスクへの対策	事後	新様式による追加項目
令和7年10月31日	IVリスク対策、人手を介させる作 業 11最も優先度が高いと考えら れる対策、当該対策は十分か【再 掲】	—	十分である	事後	新様式による追加項目